

ウインドパーク笠取風力発電所事故を踏まえた経済産業省の対応状況について

経 済 産 業 省
商務流通保安グループ
電 力 安 全 課

- 平成 25 年 4 月 7 日 事業者である株式会社シーテックから電気関係報告規則に基づく事故報告（速報）を受けた。
- 平成 25 年 4 月 8 日 ①中部近畿産業保安監督部は現地に職員を派遣し、現地調査を実施した。
②経済産業省は、事故が起きた風車と同じメーカー製の風車を用いている他の事業者に対し注意喚起と安全確認のための保安点検等実施を依頼する旨、及び別のメーカー製の風車を用いている事業者に対しても点検等の実施を依頼する旨の周知文書を、全国の産業保安監督部及び一般社団法人日本風力発電協会に宛てに発出した（参考 1）。
- 平成 25 年 5 月 2 日 ①株式会社シーテックから電気関係報告規則に基づく事故報告が提出された。
②経済産業省は、事故が起きた風車と同じメーカー製の風車を用いている他の事業者に対し安全確認のための詳細な保安点検等の実施を要請する旨、及び別のメーカー製の風車を用いている事業者に対しても点検等の保守管理の実施を要請する旨の文書を、全国の産業保安監督部及び一般社団法人日本風力発電協会に宛てに発出した。この中で、事故が起きた風車と同じメーカー製の風車を用いている他の事業者に対しては、点検結果について、5 月 23 日を目途に産業保安監督部長宛てに報告するよう要請した（参考 2）。